

別添2

うさぎダンス動画コンテスト企画運営業務プロポーザル提案書作成要領

1 提出書類

- (1) うさぎダンス動画コンテスト企画運営業務プロポーザル提案書等提出書（様式4）
- (2) 提案書（任意様式）
- (3) 会社概要及び事業実績（様式3）
- (4) 経費見積書（任意様式）

2 提出部数

(1)～(3)については、紙出力した書類を各6部（正本（1部）及び副本（5部））、(4)については1部を書類一式として持参又は送付の方法により4(1)の場所へ提出するとともに、当該一式をPDFファイルに変換し保存した電子媒体を併せて提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

3 作成要領

- (1) うさぎダンス動画コンテスト企画運営業務プロポーザル提案書等提出書

代表者印の押印は不要とする。

- (2) 提案書（任意様式）

仕様書に示す業務（仕様書5（1）～（6））の趣旨を踏まえて、次の内容を入れて作成すること。

- ア コンテストのSNSアカウントの開設イメージ
- イ コンテストの背景にある神話や言い伝え等文化的側面の発信方法
- ウ 自然や観光、食等本県の魅力を伝えるコンテンツ
- エ コンテスト自体が全国的な話題となるような発信方法
- オ 審査方法

- (3) 会社概要及び事業実績

- (4) 経費見積書

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた額を契約申込金額とし、課税事業者にあつては内訳として消費税額及び地方消費税の額を記入すること。

4 提出先及び提出期限

- (1) 提出先

鳥取県令和新時代創造本部広報課とっとり発信担当

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7097、ファクシミリ 0857-26-8122

電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 提出期限

令和5年6月5日（月）午後5時まで

5 その他

(1) 提出された提案書は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(2) 著作権の取扱いは次のとおりとする。

ア 最優秀提案者に選定された者の提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属する。

イ 最優秀提案者に選定されなかった者の提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属する。

ウ 鳥取県は提案者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。